

P株式会社は、機械部品製造業を営む公開会社ではない株式会社（取締役会および監査役を設置）であり、種類株式発行会社でない。2020年度から2023年度まで、同社の総資産は2億円、資本金は1億円、その他資本剰余金は0円、その他利益剰余金は3000万円である。同社の発行済株式総数は1万株であり、同社は自己株式を保有していない。

Q株式会社は、機械製造業を営む公開会社であり、指名委員会等設置会社である。2020年度から2023年度まで、同社の総資産は3億円、資本金は2億円、営業利益は2000万円である。同社取締役会規則によれば、2000万円以上の財産の処分・譲受けは取締役会承認事項である。

P社の大株主Sは、保有するすべてのP社株3000株（以下「本件株式」という）をQ社に譲り渡すことにした。2021年6月1日、Q社代表執行役Aが同社を代表し、Sとの間で本件株式を3000万円で買い取る契約（以下「本件売買契約」という）を締結し、本件株式の移転にかかる手続と引換えに、Sにその代金が支払われた。

以下の問いに答えなさい。(1)と(2)は独立の問いとする。なお、P社およびQ社は3月決算の会社であり、両社の間には上記の点を除いて人的関係も資本関係もない。問題文に書かれている事項以外に設問に関係する定款の定めその他の事実関係はないものとする。

(1) 両社において、本件売買契約につき、取締役会決議も株主総会決議もされていない。Q社は、後日、本件売買契約は無効であることを理由に代金の返還をSに請求した。当該請求は認められるか。

(2) 2024年10月1日、両社の間で、本件株式全部を4500万円でP社が買い取る合意（以下「本件買取り」という）がされ、本件株式の移転にかかる手続と引換えに、P社代表取締役Bが同社を代表してQ社に代金を支払った。Bの会社法上の責任について説明しなさい。なお、本件買取りにかかる両社の手続は適法にされたものとする。